

「難聴への対応に関する省内連絡会議」について

平成 29 年 7 月 11 日

令和 5 年 3 月 13 日改正

1. 趣旨

- ・ 難聴の方の支援について、関係部局で情報共有を行い、それぞれ対応可能なことを洗い出して施策に反映させていくことにより、難聴への対応を包括的に行える体制を整えることを目的として、課長級で構成される連絡会議を設置する。

2. 構成員

- ・ 医政局総務課長
- ・ 医政局研究開発政策課長
- ・ 健康局健康課長
- ・ 医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
- ・ 労働基準局安全衛生部労働衛生課長
- ・ 子ども家庭局母子保健課長
- ・ 社会・援護局障害保健福祉部企画課長
- ・ 老健局総務課長
- ・ 保険局医療課長

3. 連絡会議の庶務は社会・援護局障害保健福祉部企画課にて行う。

4. 資料は、厚生労働省のホームページのうち、障害福祉に関するページに掲載する。